

手続名

居宅介護サービス計画作成依頼（変更）届出手続

担当課・係（連絡先）

高齢者福祉課（049-251-2711 内線393）

手続説明

- ・概要
要介護認定を受けた人で、在宅で介護サービスを利用する場合は、居宅介護支援事業所に居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼します。
ケアマネジャーが決まりましたら市に届出が必要ですので、速やかに届出をしてください。ケアマネジャーに届出の提出を代行してもらうこともできます。
- ・対象者
要介護認定を受け介護サービスの利用を希望する方。

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mvnumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・居宅介護サービス計画作成依頼（変更）届出

手続詳細URLhttps://www.city.fujimi.saitama.jp/45online/2011-1004-1554-126/kaigo_download.html**出張所での取扱い**

なし

木曜延長・休日開庁の取扱い

なし